

## 北播磨地区福祉有償運送運営協議会への提出申請書類一覧

※神戸運輸監理部への本申請時に必要な提出書類一覧ではありません。

○:申請内容等に関わらず、提出が必要です。  
△:申請内容等により、提出の必要の有無が異なります。

No.	提出書類	様式	新規申請時に必要なもの	更新申請時に必要なもの	備考
1a	登録申請書	2-1	○		新規の場合
1b	更新登録申請書	2-2		○	更新の場合
2	運送しようとする旅客の名簿、及び態様ごとの会員数	参考ハ	○	○	様式中の「基本チェックリスト」とは、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号「厚生労働大臣が定める基準」を指します。
3	定款又は寄附行為<写し>		○	○	
4	法人登記事項証明書		○	○	更新登録時で変更がない場合は、新規登録の際に添付したものの写しでも構いません。
5	役員の名簿		△	△	登記事項証明書により確認できる場合は不要
6	自動車の使用権原を証する書類:自動車検査証<写し>		○	○	
7	持ち込み自動車の契約書等		△	△	持ち込み車両の場合
8	登録拒否事項に係る宣誓書	3	○	○	
9	旅客から收受する対価一覧		○	○	
10	運転者等就任承諾書兼就任予定運転者名簿	4	○	○	
11	運転免許証(表裏とも)<写し>		○	○	
12	無事故・無違反証明書または運転記録証明書<写し>		○	○	1種2種ゴールド等に関係なく、すべての運転手のものが必須です。
13	講習終了を証する書類<写し>		○	○	更新の際には再受講する必要はありませんので、新規登録の際に添付したものの写しで結構です。 未受講の場合は、宣誓書を提出してください。
14	適性診断票(適齢診断)<写し>		○	○	満70歳以上の運転者は、自動車事故対策機構等が実施する適性診断(適齢診断)を受診する必要があります。 未受講の場合は、宣誓書を提出してください。
15	運行管理の責任者の就任承諾書	6	○	○	
16	運行管理者資格証等<写し>		△	△	5両以上の車両を有する場合
17	運行管理体制等を記載した書類	7	○	○	
18	運行管理マニュアル		○	○	
19	保険証書等<写し>		○	○	
20	任意保険確認書		○	○	
20*	任意保険に係る宣誓書	8	△	△	保険証書類の写しが添付できない場合
21	自家用有償旅客運送者登録証	9		○	新規の場合は不要
22	車両の写真		○	○	A4サイズ用紙にカラー印刷
23	点呼実施表	参考ニ		○	運営協議会提出時は空欄で結構です。 更新登録時は事業開始以降、実際に使用している様式をご提出ください。
24	乗務記録	参考ホ		○	
25	運転者台帳	参考ヘ		○	
26	運転者証	参考ト		○	
27	事故記録	参考チ		○	
28	苦情処理簿	参考リ		○	
29	前回申請時からの変更点一覧			△	変更点がある場合

※変更登録の場合、協議会には、変更登録申請書(様式第2-3号)、登録証、および登録申請時に添付した書類のうち登録事項の変更に伴い内容が変更されるものを提出してください。ただし、法人の名称や代表者の変更等、軽微な事項の変更の場合は協議会への提出は不要です(様式第2-4号を神戸運輸監理部へ提出し、写しを利用対象者数の最も多い市町の担当窓口へ提出してください)。

※協議会の開催時点での福祉有償運送運転者講習及び満70歳以上の運転者の自動車事故対策機構等が実施する適正診断を未受講の場合は、宣誓書を提出してください。

※協議会終了後に、「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」(様式2-5号)を発出しますので、神戸運輸監理部への本申請の際に、その他の申請書類とともに提出してください。